

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第1回）
会議次第

日 時：平成23年5月24日（火）14：00～
場 所：熊本県庁行政棟新館2階多目的A.V会議室

○ 委嘱状交付

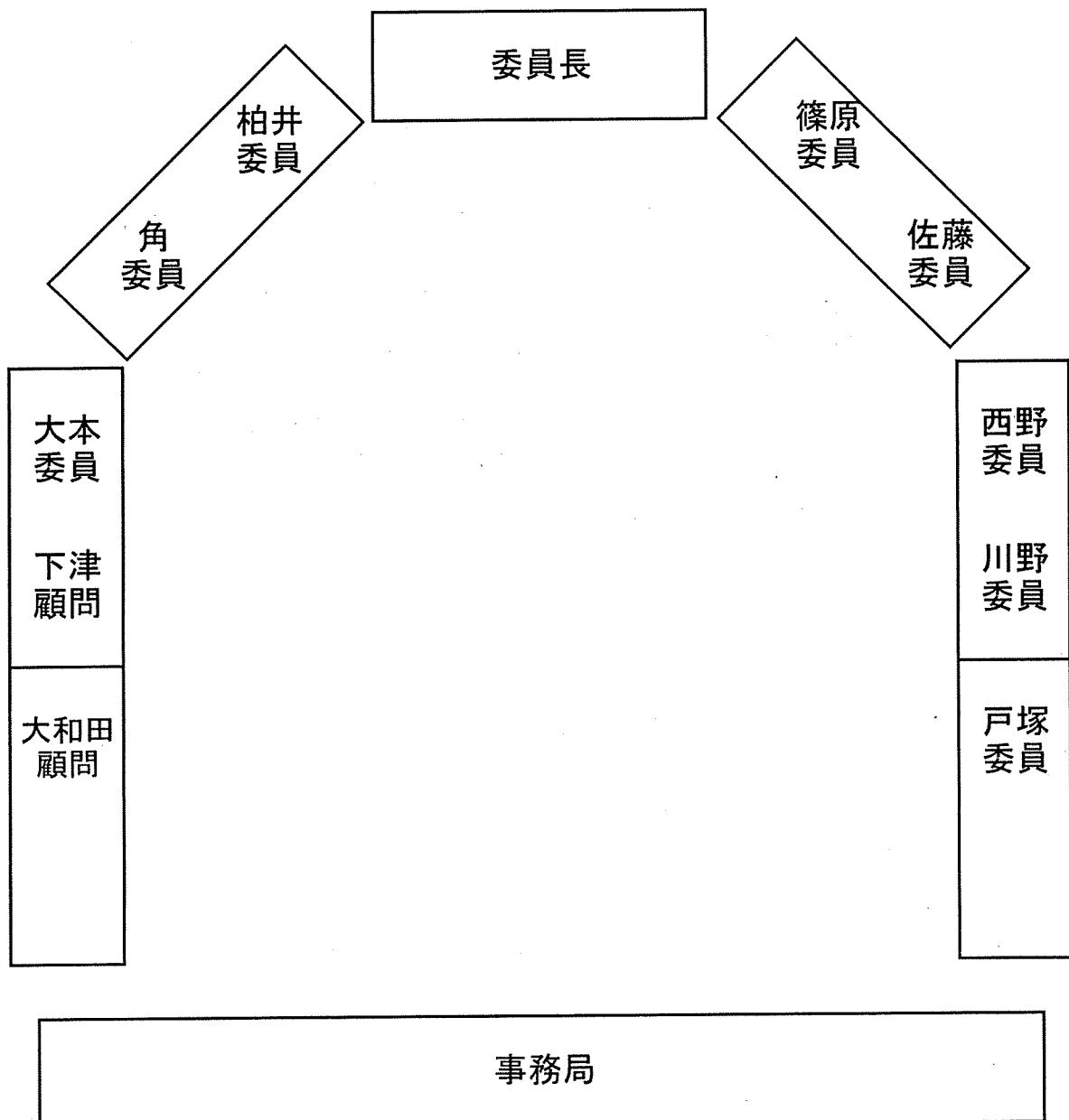
1 開会

2 議事

- (1) 委員長選任
- (2) 会議運営方針の決定等
- (3) 荒瀬ダム撤去計画（案）について
- (4) 議題
 - ① 平成22年度モニタリング調査結果について
 - ② 平成23年度モニタリング調査計画について

3 閉会

第1回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会 配席表



荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 荒瀬ダムの撤去にあたり、治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行いながら、より安全かつ環境に配慮したダム撤去を実施するため、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、以下の事務を所掌する。

- (1) 荒瀬ダム撤去に伴うモニタリング（治水・環境）調査結果の評価・検証に関すること。
- (2) 荒瀬ダム撤去計画の実施等に係る技術的指導・助言に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員会は、必要な都度委員長が招集する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員会の委員及び顧問の任期は4年とし、再任することができる。

- 2 委員会の委員及び顧問が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員及び顧問を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員及び顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県企業局工務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

【別表第1】

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会 委員等名簿

1 委員

区分・分野	氏名	役職等
学識 経験者	(おおもと てるのり) 大本 照憲	熊本大学 大学院自然科学研究科 教授
	(かしわい じょうすけ) 柏井 葵介	財団法人 ダム技術センター ダム技術研究所 首席研究員
	(すみ てつや) 角 哲也	京都大学 防災研究所 水資源環境研究センター 教授
	(ふじた こういち) 藤田 光一	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部長
	水環境科学	熊本県立大学 環境共生学部 教授
	淡水生態学	岐阜経済大学 経済学部 教授
	植物 (水際植生)	有限会社 熊本植物研究所 代表取締役
	動物 (底生動物)	熊本大学 大学院自然科学研究科 教授
環境	(かわの ゆきこ) 川野 由紀子	くまもと川の女性フォーラム 実行委員長
熊 本 県	(とつか せいじ) 戸塚 誠司	熊本県 土木部長

2 顧問

区分・分野	氏名	役職等
学識 経験者	水産環境学	(おおわだ こういち) 大和田 紘一 東京大学名誉教授
	河川水文学	(しもつ まさし) 下津 昌司 元熊本大学教授

(敬称略 分野別の五十音順)